

転学科について

既に学科に所属している学生が転学科を希望する場合の規程・手続きは以下のとおりです。

【転学科の規程】東京工業大学学科所属実施要項第4条

第4条 現に学科等に所属している者（以下「学科生」という。）で、転学科を希望する者（以下「転学科希望者」という。）は、所属する学科長又はコース長を経て学部長に願い出ることができる。

2 学部長は、当該願い出を適当と認めた場合は、当該転学科希望者が、本学に入学後、学科所属するまでの間に所属した類にあるものとし、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 転学科希望者の希望する学科等が所属類内の学科等の場合、第2条の規定に準じて取り扱う。
- (2) 転学科希望者の希望する学科等が所属類以外の学科等の場合、第3条の規定に準じて取り扱う。
- (3) 転学科希望者が類内学科所属又は類外学科所属選考の結果、希望する学科等に所属できなかった場合は、当該転学科希望を行う直前の学科等に属するものとする。

3 転学科希望者は、転学科を希望する学科等の所属人数に特に余裕が有り、かつ、当該希望する学科等の属する学部の教授会において当該転学科希望者の学習状況その他を審査のうえ許可した場合は、前項の規定にかかわらず転学科できるものとする。

【転学科の手続き】

1. 実施要項第4条第2項による場合（4月に転学科）

現在の類所属学生とともに、再度の学科所属を行うものです。

希望する学生は、所定の時期（毎年2月上旬頃）までに、所属している学科長の承認を得たうえで『転学科志望願』を教務課又は学務課へ提出する必要があります。

日程等の詳細は、「[再度の学科所属による転学科](#)」をご覧ください。

2. 実施要項第4条第3項による場合（4月又は10月に転学科）

事前に所属学科長、及び転学科を希望する学科の学科長に相談し、必要な指導を受けたうえで、『所属学科変更願』を教務課又は学務課へ提出する必要があります。（様式は教務課又は学務課の窓口で直接受領し、手続についての説明を聞いてください。）

なお、学科によっては、転学科するにあたって条件が付される場合がありますので、学科長に申し出る際によく確認してください。

○理学部と工学部における手続の詳細は下記HPに掲載されています。

※最初に必要な手続として、事前に両学科長に相談したうえで、4月に転学科したい場合は前年の12月28日までに、10月に転学科したい場合は5月30日までに、両学科長に転学科希望の意思を申し出る必要があります。（詳細は下記をご覧ください。）

○理学部：東工大HPトップ→学部・大学院→理学部→在学生向け→転学科手続き

http://www.sci.titech.ac.jp/student/gakusei_shien/tengakkaH22.pdf

○工学部：東工大HPトップ→学部・大学院→工学部→工系ご案内→工学部内転学科の注意事項

http://www.eng.titech.ac.jp/about_eng/tengaku.pdf